

令和 8 年 5 月 22 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

各宛て

神戸市会議長 よこはた 和幸

子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と
義務教育費国庫負担制度の拡充等を求める意見書

現在、学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、教職員は子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。

令和 8 年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校に続き中学校の学級編制の標準が段階的に 35 人に引き下げられます。今後もきめ細やかな教育活動を進めるためには、更なる学級編制標準の引下げや少人数学級の実現が必要です。

一人一人の子供たちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるとともに、学校の働き方改革を実現するために、地方自治体では「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき取組が進められていきますが、そのためには、教職員定数改善に加え、「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」にかかわらず、取組に必要な財政措置の充実が欠かせません。独自に人的措置を講じている地方自治体もありますが、地方自治体間で教育格差が生じることや、厳しい状況にある地方自治体の財政を更に圧迫するといった問題があるため、住む場所にかかわらず一定水準の教育を子供たちに提供することは国によって実現していくべきです。

よって、国におかれては、令和 9 年度の予算編成において下記の事項に取り組

まれるよう、強く要望します。

記

1. 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
2. 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、事務職員等の少数職種を含む加配定数の拡充など、「新たな『定数改善計画』」を上回る教職員定数改善を推進すること。また、スタッフ職の配置拡充を図ること。
3. 地方自治体が、国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」を実施できるように、加配の削減を行わないこと。
4. 小学校及び中学校の更なる学級編制の標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。
5. 教職員の新規採用を持続的に確保するとともに、教職員が専門性を発揮し、意欲を持って働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。
6. 地方自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。